



(講演する上地氏)

上 海 友 住 井

小企業の海外展開資金 アジア・新興国進出塾セミナーを開

三井住友海上は2月14日、アジア・新興国進出塾「中小企業の海外展開資金・低利融資・補助金の活用術」セミナーを東京の駿河台新館で開催し、金融機関、製造業、卸売業など26企業、33人が参加した。講師は、FMBコンサルタンツ(株)の上地弘恭代表取締役が務め、経営革新貸付の概要とその活用、海外展開補助金等について講演し

「経営革新貸付」とは、
中小企業の新たな取り組み
を促進するため認定した
事業計画を支援する低利の
融資制度。

保証制度としては、一般
保証枠、特例保証枠、別枠
保険があり、経営革新は別
枠保険で8000万円、別
枠追加合計で2億4000
万円、海外進出では3億円
が上限となっている。

この低利融資を利用するには、①経営革新計画、②

②現地法人の社員を日本で海外展開する時の補助金の事例としては、①現地法

件費等を補助（1名分）するもの。

経費、資料翻訳費、通訳費、
渡航費等、諸経費の3分の
2（上限350万円程度）

100

承認の対象に、海外子会社と共同して行う事業計画が新たに追加された」と語った。

件費等を補助（1名分）するもの。

経費、資料翻訳費、通訳費、
渡航費等、諸経費の3分の
2（上限350万円程度）

100

承認の対象に、海外子会社と共同して行う事業計画が新たに追加された」と語った。

件費等を補助（1名分）するもの。

経費、資料翻訳費、通訳費、
渡航費等、諸経費の3分の
2（上限350万円程度）

100

新連携事業
③地域産業活性化
源活用事業、④農商工等連携事業の一の事業計画認定が条件となり、認定取得にあたっては、都道府県へ事業計画を提出し、審査会を通してしなければならない。

同氏は、経営革新計画について、認定対象となる計画内容は、①新商品の開発

①は、開発途上国の人材育成を通じた技術移転を目的として、HIDA（財海外産業人材育成協会）専門家派遣制度を活用し、現地へ派遣する技術指導者の人

の3を補助（複数人可）。
③は、中小企業基盤整備機構が実施しており、海外生産拠点の設立や販売先の開拓の市場調査を支援するもので、市場調査に関する

められるようになつた。今は早い者勝ち。経営革新の認定を受け、融資も受け、さらに情報最先取りして、チャレンジしてほしい」と結んだ。

A H 保険
保険金支払情報を拡充
Web上契約者ページ

①事故の対応状況（担当者からのお知らせ）を新設し、相手方との交渉やクルマのリニューアルポイントは

Digitized by srujanika@gmail.com